

第十回国会 通商産業委員会 議事録 第三十一号

昭和二十六年五月二十三日(水曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 小金義昭君

理事 高木吉之助君 理事 多武良哲三君

理事 中村 幸八君 理事 高橋清治郎君

理事 今澄 勇君

今泉 貞雄君 小川 平二君

中村 純一君 南 好雄君

村上 勇君 金塚 孝君

河野 金昇君 加藤 鐵造君

風早八十二君

出席政府委員

通商産業 首藤 新八君

政務次官 玉置 敬三君

通商産業事務官 (通商機械局長) 長近 鏡次君(第七九六号)

委員外の出席者

参考人(日本 理化学工業株式 会社社長) 高橋 直行君

参考人(東京 大学教授) 兼重 寛九郎君

参考人(日東 化学株式会 社) 和田 伯士君

参考人(日本 常務取締役) 草野 常徳君

参考人(日本 常務取締役) 内田 俊一君

参考人(東京 工業大学教 授) 谷崎 明君

参考人(東京 工業大学教 授) 大石 主計君

参考人(東京 工業大学教 授) 越田 清七君

五月二十三日

委員小川原政信君及び眞鍋勝君辞任

につき、その補欠として中村純一君及

び村上勇君が議長の名で委員に選任

された。

五月二十二日

新百貨店法制定に関する請願(田中

伊三次君紹介)(第二二五三号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

日本発送電株式会社への出資設備復

元に関する陳情書(新居浜市金子乙

千八百四十番地住友共同電力株式

社専務取締役古田徳三郎)(第七五

号)

けい、肺法の単独立法化に関する陳情

書(名古屋市中区則武新町一丁目一

番地全国産業労働組合連合会会長河

合又平)(第七六三三号)

大淀川発電所返還促進に関する陳情

書(東京都千代田区有楽町一丁目十

番地電気化学工業株式会社取締役社

長近藤鏡次)(第七九六号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

小委員及び小委員長の補欠選任

計量法案(第二三七号)内閣提出

計量法施行法案(内閣提出第一四〇

号)

高圧ガス取締法案(内閣提出第一三

〇号)(予)

〇小金委員長 たいいより通商産業

委員会を開会いたします。

本日はまず去る三月三十日本委員会

に予備付託となりました高圧ガス取締

法案を議題といたします。本日は去る

五月十六日の本委員会の決定に基きま

して学識経験者及び事業関係の方々

に参考人として御意見を陳述をいた

す。

ことになっております。

この際参考人各位に一言ごあいさつ

申し上げます。参考人各位におかれ

ては、御多用中にもかかわらず、特に貴

重な時間をさいて本委員会に御出席く

ださいましたことに対して厚くお礼を

申し上げます。どうか十分に忌憚のな

い御意見を御発表くださるようお願い

いたします。

それではまず高橋直行君より御発言

をお願いします。

〇高橋直行君 本日は高圧ガス取締法

案につきまして、若干の意見を申し述

べさせていただきます。

この法案は、拝見いたしますと、大

体法律の構成をいたしましては、近代

的な新憲法に沿った法体系を持つてお

りまして、かつまた旧法に比しまして

一応高圧ガスの取締法といたしまして

かなり行き届いたものと考えておりま

す。ただここに注意を要することは、

一口に高圧ガスと申しまして、その

対象となり得る業種は非常に多種多

様でありまして、他の工業と違いまし

て、非常に簡単なものもあれば、非常

に複雑な構成を持つておるものもある

という、きわめて複雑な工業であるわ

けでございます。こういう工業を対象

といたしまして法律でありますので、

この間にいろいろ問題はあつたと思

ひますが、この法律の条文を一通

覧いたしますと、取締りの対象とな

りまするいろいろな事項が、かなり多

く省令に依存しておることが目立つ

けでございます。これは本法の第一

に明記せられてありますように、災害

の防止あるいは公共の安全を確保する

ことが目的となつておるのであります

が、これは当然のことではございま

す。ただいま申し上げましたよう

に、対象となりまする業種が非常に多

種多様であり、技術面から見まして

非常に簡単なものもあれば複雑なもの

もある。たとえば肥料工業における硫

安の製造、あるいは石灰工業における

硫酸の製造、あるいは造船、車両その

他金属工業に不可欠な関係を持つて

おる工業、あるいは日常生活の上

に重大な関係を持つておる生活

物資に、いろいろ関係を持つておる

ソーダ工業、あるいは冷凍工業、その

他数え上げますと非常に多い業種に

関係が深いわけでございます。それ

で、そういう多種多様な、そして技術

的にもいろいろむずかしい点のありま

すものを同一の法律をもつて規制する

というところに非常に困難さがあるの

ではないかと思つております。それが

ために、この法律を運用いたします

要綱が省令に依存されておるとい

うことも、またこれやむを得ない附

属的なものであります。な

らうかと考えられるのであります。な

おこの法律は、災害の防止あるいは公

共の安全を確保する、これが目的とな

つてはおりますが、冒頭に申し上げ

したように、日本の経済の復興、ある

いはその発展、あるいは国民生活に密

な関係を持ち、重要性を持つており

ます。ゆえに、この法律の理念にはそ

育成することが考えられなければなら

ぬわけなのであります。もちろん立案

当局のお考えといたしましては、そこ

に重点を置かれておることは私も推

察するにたかたかたないわけであり

ます。ばかりでなく、たまたまこの

法律の所管が通商省の所管である

というところからいって、これを裏

づけるわけでありまして、従つてこ

の法律の運用につきましては、十分

そのことを考慮していただく必要

があると思つております。言いかえ

すれば、災害の防止あるいは公共の

安全、産業の助長育成というものは

あるべきである。私は考える次第

で、たまたまかんじんな事項が省

令に依存されておるといふところに

私は深い注意を払わなければなら

ないと思つております。本法律案の

第六十七條以下に、高圧ガス保安

法の規定がなされておるが、この

保安審議会の活用がうまう行か

れば、この法律は非常によい法律

として、高圧ガス工業のために喜

ぶべきことであると思つておる次第

であります。この保安審議会の活用

こそ、い

わ

ばこの法律をよくするに悪くする

かというふうになるのではないかと

思つておる次第であります。大体私

がこの法律について感じております

要点は、以

上のようなものであります。こま

か

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

ことに對する規定のほかに、機器を含められたというところは從來とかく容器だけの取締りに重点が置かれておつたのに対して、實際には機械の部分に事故が起るということから、これを含められたのは適切と思つたのでありますが、冷凍機械を製造する者にその規定が適用される、しかもその内容が省令で規定されるという場合に、冷凍機械の製造業者には、かなりつばな技術者を持つておりますものから、町工場という言葉で言い表わしていいかどうか知りませんが、それほどでない小さな事業をやつております者と、これにもかなり程度の差がございます。その場合に、あまり技術を持つていない事業者が、その規定で制限をされることは、保安上必要であらうと思ひますけれども、技術を持つております者が新しい設計をして進歩をはかるうとするときに、その進歩が阻害されないような規定をつくる必要があるであらうと思ひます。それから今高橋さんも申されましたが、高圧ガス保安審議会というものが非常に大事な役割を受持つように思ひますが、これを活用されることを希望いたしますと同時に、その委員の任期が六箇月で、ただ一回に限り再任を認めるといふふうになつておるようであります。このうう審議会の委員を一人の人があまり長く續けてやるといふことにはよくない点もございます。しかしながら、あまり短期間に交代をいたしますと、始終事情を知らない人々が入りますために、十分なことができない結果も生じますし、また委員を三十人程度に予想してあるようであります。その中のどのくらいの人が半職経験者から選ば

れるか知りませんが、半分といはしても十五人もし三分の二ならば二十人でもよい限りで、その二十人の人が長くて一年限りで、どんなに交代するにせよ一年限りで、終りには適任者を得にくいといふようなことも起らないでもないではないかといふふうに思ひます。この点はこの法律に定められたいものでありますので、皆僚方の御検討をお願いしたいと思ひのであります。

もう一つ、この取締りを受ける側から感ぜられるであろうと私が推察いたしますことは、取締りを一つの所だけにして二つ以上の所から受けることがあるのではないかと思ひます。そのたどて申しますと、都道府県知事のやる仕事がございます。そのことは、その公安委員会を通して行われることもあるようであります。そのうう関係の行政機関の間の連絡が大切であると思ひます。この七十九条に、通商産業大臣のある程度の委任を可能にしておるようであります。その条項は十分活用されまして、取締りを受ける者の不便、苦痛がないような考慮が必要と思ひますが、これも法律といはしましては、この規定をするだけによろしいであらうし、またそれ以外に適當な方法はないだらうかと感じております。

私が申し述べたい点は以上であります。

○小金委員長 次は和田伯士君。

○和田参考人 私は日東化学工業株式会社の常務取締役をしております。和田伯士と申します。今日参考人として出席せしめられたことは、私どもの事業がこの法案に非常に深い関係を持つて

おります関係上、この機会を得ましたことを非常に喜んでおる次第であります。

私どもでは保安の製造をいたしております。そこで保安を製造いたします。保安工業界では、本法案が出たことに對して非常な関心を持ちまして、教次にわたり各社の者が集まりまして、検討を加え、保安業界としての意見書をさきに参議院の深川通産委員長あてに提出いたしておる次第であります。われわれ保安工業界は、高圧ガス工業と申しましても、わが國の高圧ガス工業は非常に広範囲でございまして、その中のまづあらゆる意味において大衆をなしておるものではないかと考へるのであります。従つてこの法案があるいはこれに付随した省令がどういふふうに出、どういふふうに通達されるかといふことは、われわれ業界の將來の發展にも非常な関係を持つことだと考へる次第でございまして。

高圧に關する現行法の圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法は、大正の中期に制定せられたと記憶いたしますが、これは市販として消費せられる高圧ガスに關する取締りを主としたものと見受けておるものであります。これはいわば比較的専門知識の少ない小規模の事業者及び一般大衆の災害防止の面に力を注がれて、このくらのことは當然のことと考へるのであります。今回の改正法案は、その後各種の高圧ガス工業が發展して参りましたためと、さらに法案の整備を目的とせられたことと思ひますが、法案の對象が非常に広範囲なものとなつたことが特徴であらうかと考へるのであります。従つてこの對象にな

るいは企業者の資本としても、あるいは管理の技術者の陣容というふうな面からいひまして、その他いろいろ面から考へましても、非常な広範囲に、いわば市中の町工場式のものの、あるいは町工場と言へない、店先の仕事という程度に考へられるものから、巨大な資本を擁して、相当高度の技術と、高度の管理を日夜やつております保安あるいはメタノールの企業に至るまで、相当広範囲のものを對象として包含しておるわけでありまして。従つてこの法案がそういう広範囲のものに面

的に適用されました場合に、ある種の事業の發展を阻害する、あるいはそういう強度の取締法案が実施上非常に困難に伴うといふようなことがなければ幸いだと思へるものでありまして、特にそういうことのないようにやつていただくといふのがわれわれの念願でございまして。改正法案の目的とせられますところの災害の防止、公共の安全確保といふことについては、何人も異議のないところでありまして、日常、高圧ガス工業の業務に携つておる私どもも、常にこのことは念願しておるところでございまして、しかし現在

の發達した技術に基く良好な施設及び管理のもとでは、高圧ガスの製造、加工をやる、あるいは触媒をやるということが、それが高圧ガスなるがゆえに特に危険が多いといふふうにも考へられぬ点があるのではないかと思ひます。これはいひ言ひますれば、要するに高圧ガスに對する知識の不十分さ、あるいは扱いのふさわしくないやうなことが、最も危険な点であらうかと考へるのであります。そこで整備され

ましては何でございしますが、私どもも十分行き届いた管理をしておると確信を持つておりますし、また長期にわたつて安全な操業を維持することとそれ自体が、この高圧ガス工業なのであります。高圧ガス工業の事業經營事業現場の仕事の大部分は、法案の對象に考へられ、目的として考へられるところの機器の保安をやり、従つて当初のこの法案の目的である事項が、われわれの日夜努力しております管理のほとんど全部であると考へてもさしつかえないのであります。一言にして申しますれば、本法案の趣旨を、われわれは日夜忠実に実施し、守つて行くといふことが、われわれの日常の仕事であるといふふうには考へていただいてもさしつかえないものであります。また先

ほど高橋さんのお話もありましたけれども、事故發生の場合、必ずしもあとで全然わからないといふようなことはいないと思ひますけれども、偶発的な事故もやはり起り得るのであります。これが定時検査等によつて完全に防げものであるかどうかといふことは、相當に疑問もあらうかと思ひます。また外國の立法例等をうかがひましても、高圧ガスに關する立法例も、やはりガスの充填容器の取扱ひということが主になつておるやに聞き及んでおります。古典的な製造設備には、その適用がないかあるいはまた非常に緩和されたものであるといふふうには聞き及んでおるものであります。その例をいたしまして、先般アメリカのポープというアンモニア合成のエキスパートがおいでになりました際に、アメリカのアンモニア合成用の触媒は、三年とか五年とかいふ非常に長い壽命を持つ

ものである、日本の触媒は非常に寿命が短いというような話があつたのでありますが、そういうことから考えましても、アンモニア合成の一連の装置が、数年間そのまゝの状態に運転を継続されておると考えてもいいかと思ひます。また私、先年、ドイツに機械を買ひに参りましたが、その際に、ドイツのE・Gの触媒の性能、寿命等についていろいろ協議いたしましたときに、これは横道に入りますが、ガスの性質、成分さえよければ触媒は七年くらゐはそのままで持つのだ、現にスカンジナビアではすでに七年間同一触媒で運転を継続しておる工場があるというのを申しておりましたが、それから類推いたしましたも、アンモニアの合成装置は極力その好調の形において運転を継続するということが欧米でも建前になつておるやに推察いたしておる次第でございます。いろいろと申し述べましたが、結局これらいろいろの点についてはすでに先ほどの書類をもつて提出いたしておりますので、その方でも検討していただきたいと思います、私は要点として次の二項目について、本法案に対する希望を申し述べたいと思ひます。

第一は、法案第三十五条所載のように、都道府県知事が毎年定期の保安検査をやるということですが、保安、尿素あるいはメタノールの事業に対して毎年定期の保安検査を適用するというのを除外していただきたいというのであります。そのかわりとして、作業主任者の定時行方とこの当該設備に対する検査の報告をもつてこれにかえるということに緩和していただきたいという希望でございます。そ

の理由といたしますことは、先ほど申し述べました中に断片的に申しておきましたが、まず第一として、企業の自己防衛上、この種の事業は優秀な技術者をして自主的に、常に忠実に保安管理に専念せしめておるといふこと、それから法案にいうところの画一的な保安検査が、多種多様なアンモニア合成設備のどの部分あるいはどの装置に対しても常に好ましい結果をもたらすといふふうには考えがたいといふこと、それから保安検査、特に圧力試験をやるといふことが、場合によつては機器の寿命をむしろ短縮するおそれもあるのではないかと、それから次に保安工業のような複雑な工程の工業は、検査をいたしますと、とめていよいよ運転を始めるまでに二箇月以上を要するのではないかと考えます。一部分検査して、あとは運転しておるといふわけに参りませんので、系統の一部を検査いたしますために、全系統を停止しなければならぬということになりますので、結果から見ても、保安等は現在の二割程度の減産を引起す結果になりはしないかと考えるのであります。

次には、これは高橋さんも申されましたし、兼重先生の方からお話がありました、例の審議会の問題であります。法案第六十七条以下第七十二条にわたる審議会の案につきまして「審議会は、国家試験その他高圧ガスの保安に関する重要な事項について、通商産業大臣の諮問に応じて答申し、又は通商産業大臣に建議する。」となつておりますが、特に保安事項については、十分に机上の知識と同時に現場の経験を持つた技術者と申しますか、そ

ういう者を加えて、審議会の審議結果にいずれから見ても十分納得の行く権威を持たしていただきたいといふことを要望するものであります。従つてこれについては、委員は現在高圧ガス工業の実務に従事する有識者を多数任命していただきたいという希望、それから先ほど申しましたように、この法案の対象になります業種は非常に広範にわたつておるために、審議会はぜひ部会制にしていただきたい。大体業種別に審議会を組織して万全を期していただきたいといふことをお願いしたい。それから審議会は、単なる答申研究機関という以上に活用していただきたいと考えるのであります。

以上これを要約いたしますと、保安検査に関する問題、審議会に関する問題、この二項目について要望を申し上げて、法案、省令の中にその点を盛り込んでいただきたい、こういうことを御希望申し上げる次第であります。

○小金委員長 次は草野常徳君。

○草野常徳君 日本冷凍事業協会会長の草野常徳であります。この法案に關しまして、私は冷凍事業の面から意見を述べさせていただきますと思ひます。本法案が災害防止、公共の安全という目的で制定せられましたに過ぎない、われわれもこの点に対しては十分注意と熱意を持つてこの目的を達成したいと思つております。この法案を拝見いたしました、概括的な法案であり、また先刻からもたび／＼申されますように、多種多様な業種が含まれておりますために、この法案が概括的なものになつたのもやむを得ないことだと思ひます。従つてこの法案の各条について一々意見を申し述べ

ことは差控えたいと思ひますが、ただここに八条、十一條、十二條、十八條等の技術的基準が示されてないといふこと、それから第十四條の許可を受くべき施設の位置、構造、設備の変更をした場合にも届出あるいは許可が必要だといふことになつておりますが、いかなる程度の変更の場合以上のものが届出あるいは許可が必要かといふことも明示がありません。それから第二十六條の危害予防規程を設定せよといふことではありますが、これはどの程度に規程を設けよかといふ点、それから二十九條の作業主任者免状の作業範囲も省令に譲られてあります。それから五十七條の冷凍設備に用いる機器の種類、これはどういふものが対象になるか、その種類の明示もありません。六十三條の届出の必要ある災害の程度、災害と申しましてもどの程度からのものは届出の必要があるのか、こういう点もはつきりいたしておりません。そこでこれは概括的なものでありますので、ここに明示がなくて省令に譲られるので、さだめし省令によつてはつきりして参ること存じますが、こういう点をきめになります場合、これは、どうか業者の意見も十分参酌していただきたい、こういうことを希望するものであります。

なお冷凍事業と申しますと、他の高圧事業と違ひまして、これは割合簡単な高圧ガス事業の作業だと私も心得ております。しかしながらこれに決して災害がないとは申しません。たまたま災害のある事例はあるのであります。従つてわれ／＼も災害防止に對しては十分注意をいたしますし、また法令に従つて参りたい、こう思つておる

わけなのであります。従つてこういう比較的簡単なもので、しかも工場敷はこの表にもありますように七百十五の工場がある、またこのほかその後援たもの、あるいは小さいものも加へますと相当数に上り、また所在地が都会地にたくさんあります。しかも住宅地あるいは商業地域にもすでに建てられたものがあります。従つてここにいろいろな基準が示されました場合に、既設の業者に非常な影響を及ぼす面もありますので、こういう点について、省令によつて明示される場合には、既設の業者あるいは将来ともこの仕事に著しき障害を来さないような、なるべく実情に即した規定を設けていただきたい、こういうふうな考えるわけであり

ます。そこでこの法案につきましては、原案を御作成になりますときに、日本冷凍協会に御諮問もされました。その冷凍協会の方にわれ／＼も参加いたしまして一応拝見しております。また意見も申し述べました。そのわれ／＼の意見についてもよく取入れていただいておりますので、今ここでこういう点からはなだ困るということは何にもないのでありますけれども、今申し上げましたようなことを明確にしたいでございますれば、私もはたいへん仕合せです。どうかこの省令等を御作成になります際には、十分に私どもの意見も聞いていただきたいということを申し述べて、私の発言を終りたいと思ひます。

○小金委員長 次は内田俊一君。

○内田参事人 私は東京工業大学の教授をいたしております内田俊一であり

ます。参考人といまして、御指名によりまして本席で意見を申し上げる機会を与えられたことをはなはだ光榮に思います。まづたく第三者といひまして忌憚のない立場から意見を申し上げますと、この法案を拝見いたしますと、先ほども皆様からお話がありましたように、対象が非常に広汎でありまして、取締りという立場からでございました法律としては、はなはだ運用が困難であるのではないかと、感じを持っております。対象をもう少し狭くしていただきますと、この点は大いに楽になるのではないかと。たとえば高圧ガスあるいは液化ガスの容器に限るとか、あるいははつきりした装置、機械のあるものに限るといふことにしていただくと、この点は必ずと楽になるのではないかと思います。前の方と重複いたしますが、参考人がみなその点に問題を持つておられるということで御了解をお願いしたいと思います。

これは、ある場合にはガスケットの漏洩試験をやるといふことも考えられますけれども、この点は御考慮になったのかどうか、御研究をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、皆様と重複いたしますが、第六十七条以下のいわゆる保安審議会の点であります。この点は先ほど兼重先生も御指摘になったように、委員の任期が最長一年を限つておられることになりまして、すでに現在におきましても学識経験者がこの中に何人か入るとしまして、専門家は非常に数が多いのでありまして、勢いしばらくいたしまして、専門家でない人でなければ動まらぬという事態が起り得ることを御注意願いたいのであります。それからこの法案を読んで参りますと、「省令で定める技術的な基準」といふことが至るところに出て来るのであります。この基準の設定というものをこの審議会がいたす権限——きめる権限があるのかどうか存じませんが、もしこの法案に揭げておられますように、単に諮問に応じて答申したりあるいは建議するといふことだけでありますと、ただいま申し上げましたように、対象が非常に複雑多岐にわたつておりますので、この技術的な基準というものが、どの程度しつかりした学問上に基礎を置いた確たるものになるかといふことに多少疑問を持つております。

それから実際の監督、試験、取締りをやりますために、第六十六条に保安管理員を置く、すべての実務面がこの保安管理員の力量、経験といふことによつて支配されるというような面もございますので、どういふ方法でこの保安管理員を任命し、かつ試験し、これを養成するか。これは常識をもつて申し上げますと、大きな企業でありますれば、その企業に長年従事しております技術者といふものは、まず信頼の置ける技術者でございまして、この保安管理員がそれに対抗し得るだけの力量を持つた人に養成ができれば、しかも相当の数がいるというような点に多少の疑問を持つております。

ほかに二、三問題を担うような点がないでもないと思いますが、あまり冗長になりまから省略させていただきますが、これが、これもまたちよつと技術的な問題で恐縮であります。この法案に圧力といふのをゲージ圧力といふことと規定してございまして、このゲージ圧力は、私見では絶対圧力をとるべきであるといふふうに思ふのであります。ゲージ圧力と申しますと、特殊な場合には一割、あるいはそれ以上の誤差を生ずることもあるのであります。法律のように厳密を要するようなものにおきましては、絶対圧力をとるべきであるといふふうに考えております。これは御意見を承りたいと思ふのであります。要点はこのくらいのものでありますので、また御疑問の点がございしましたならばお答えいたしますが、最後に先ほどからお話がありましたように、実際の学理的並びに技術的な基礎といふものがはつきりしておらない面も二、三事故が起りました場合には起つております。そこで通商産業省におきましては、試験所のようなものもたくさんお持ちでありますから、そういうところを御活用になつて十分学理的な基礎を確立して、この法律の運用に資していただきたいという希望を申し上げます。

述べておきます。

私の発言はこれだけであります。

○小金委員長 以上をもちまして参考人の御発言は終了いたしました。これに対する委員諸君の御質問がありまして、この際これを許します。

○風早委員 どうかから御質問がないようでありますので、先ほどお尋ねした事故の問題について、最後の内田教授にお尋ねしたいと思います。

やはり内田さんにおかれても事故の原因にはつきりしないものがあるといふふうなお話だつたと思ひますが、主としてどういふ意味でその事故の原因がわからないのか。この点何か学問上の説明ができたか説明していただきたいと思ひます。と申しますのは、設備の不備の面あるいは安全装置といふものの不備といふ点以外に何か特別な、偶発的といふようなことが先ほどからも出ておりますが、これはどういふふうなものであるか、もう少ししつかりと明らかにするようになつていただきたいと思います。

○内田参考人 ただいまの御質問の点でございしますが、私実例をもつて実験した現場に臨んでおられますので、わからないのであります。たとえば液体空気の製造設備が爆発したという場合には、今までは微量なアセチリンが空気の中に入つておつて、これが装置の中に集積いたしました。危険な爆発物をつくるのだというような説明も聞かれました。また一方においては、いろいろな潤滑その他の点から自然に入つて参ります軽微な炭化水素と申しますか、そういうものが徐々にその中に集積いたしました。それが爆発の原因になるのだという意見もあり

まして、こういうものがはつきりしておらないことになりまして、いづれに主力を置いて爆発を防止すべきかという観点に多少の違いが出て来るのであります。これが非常にいづれも微量なので、この検出がむづかしいとか、いろいろ技術的な問題があるもので、こういう点も将来研究によりまして、はつきりいたしますと、対策が立ち得るという意味で申し上げたのであります。一例であります。

○小金委員長 それではこの際、この席より参考人各位に対して一言ごあいさつを申し上げます。

今日は長時間にわたりまして御出席を願ひ、いろいろ熱心な御意見をお述べくださいまして、まことにありがとうございます。失礼ながらこの席から厚く本委員会を代表してお礼を申し上げます。本委員会といたしましては、皆様の御発言を十分参考として慎重に審議をいたしたいと存じます。ありがとうございました。

この際委員の変更についてお知らせいたします。昨二十二日委員中村純一君が辞任し、小川原政信君が補欠選任せられ、本日小川原政信君、眞鍋勝君が委員を辞任し、中村純一君及び村上勇君がそれ、補欠選任せられました。

なおこの際お諮りいたしますが、昨日補欠選任せられた河野金昇君並びに本日補欠選任せられた中村純一君及び村上勇君につきましては、小委員及び小委員長はそれ、従来通りといたしたいと存じます。御異議ございませんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○小金委員長 それではそのように決

定いたしました。

○小金委員長 次に計重法案及び計量法施行法案を一括して議題といたします。この両法案につきましては去る三十一日質疑が終了いたしておりますので、本日はただちに両法案を一括して討論に付します。討論は通告の順に従つてこれを許します。中村幸八君。

○中村(幸)委員 私は自由党を代表いたしまして、計量法案並びに計量法施行法案に賛成の意を表するものであります。

現行度量衡法は、実に明治四十二年の制定にかゝるものでありまして、その後メートル法採用に関する大改正を初め、數次にわたる部分的改正は施されて來たのでありますが、なおその大綱においては、制定當時に比して大した変化はなく、終職を契機として諸般の制度が更新一新せられた時代の潮流から、ひとり取残された感なきを得なかつたのであります。従いましてこれが根本的改正に関する學界、業界その他各方面の要望が漸次熾烈となり、國會においてもまた一再ならず改正促進の決議がなされたのであります。

かような次第でありますから、政府当局においてもこれら各方面の強い要望にこたえて、昭和二十二年これが根本的改正に着手し、爾來五星霜の間鋭意検討を重ね、今般ようやくその成案を得て、国会提出の運びにこぎ着けましたことは、まことに時宜を得たるものと申すべく、いなむしろ遅かりしやにも存ぜられる次第であります。

計量法案は、要するに現行度量衡法を全面的に改正し、計量に関する基本的、統一の制度を確立すると同時に、

計量行政の民主化をはからんとするものであり、また計量法施行法案は、計量法の施行期日を定めると同時に、必要な経過措置を講じ、あわせて関係法律の改正を行うことを目的するものでありまして、その内容は、いずれもおおむね背案に当るものと存するのであります。しかしながら私は無条件には原案賛成の意を表するものではありません。この際政府当局に特に強く要望したいことは、第一は検定並びに取締りの統一についてであります。現行度量衡法においては、検定または取締りの統一を保持することが困難であり、それがため本法案においては、検定または取締りに関し新たに覆審制度を設け、その審査のために計量調査官を置き、さらに検定取締用其基準器その他に関する基準器検定制度を設けて、その統一に留意する等種々の考慮を払

つていたのであります。しかしながら、なおこれらの検定や取締りが中央と地方、並びに地方相互の間において区々まち／＼となり、その間当事者の行き過ぎ、あるいは不心得、その他のため業者が甚大なる迷惑をこうむるおそれなしとしないのでありまして、従来この種の苦い経験にしば／＼悩まされた業者等のこの点に關する不安は実に深刻なものであるのであります。つてはこれら一切が結局杞憂に終ることとなるよう、すなわち覆審を必要とする以前の段階において、換言すれば予防の意味において万遺漏なきを期するようこの制度を活用し、運用そのよろしきを得んことを切望いたすものであります。

第二に、計量審議會の問題であります。本法案によりますれば、審議會の

委員は關係行政機關の職員に限定せられておるのであります。しかしながら本審議会の性質上學識経験者、特に利害關係の深い業界のエキスパートをも包含せしめる必要があると思うのであります。またこれら委員の任期についてもこれを最大一箇年の短期間に限定するがごときことのないよう措置すべきだと考へるのであります。原案がかかのように決定したについては、もとよりその間種々の経緯のあつたことは存するのであります。が、審議会の性質、その使命等にかんがみ、さらにまた同じく經濟關係の審議會に属する高圧ガス保安審議會との振合いなども考へ、政府当局において早い機会に着手せられんことを切望する次第であります。

以上二点に關する強い要望を付して、本法案に賛成の意を表するものであります。

○小金委員長　高橋清治郎君。

○高橋(清)委員　私は国民民主党を代表してただいま議題となりました商法案につき賛意を表するものであります。

度量衡法は明治四十二年制定されたものであつて、その後大正十年メートル法採用の大改正を初め、数次にわたる改正されましたが、なおその大綱については制定当時と大した変化はななく、終戦後の諸制度の一革新の情勢から取残された感があつたのであります。今同提出されました両法案は、昭和二十一年以来今日まで実に五年の長年月を経て作成されたものであります。その努力に對しましては関係者に深く敬意を表するものであります。

その内容においては、ほとんど現行
度量衡法の全面的改正であり、両者を

比較して見るときに、その内容は著しく民主化されているが、次の二、三の点においていささか危惧の念を禁じ得ない点があるのであります。

すなわち一、第九十四条の一定期限内に検定をしなかつた場合の態度、二に、第二百二十三条の計量調査官の規定、三、尺貫法、ヤード・ポンド法の有効期限等についてであります。これらの点についてはわが党といたしましてまだ釈然とせぬ点がありまするが、幸い政府側もこれらの点には十分考慮して万全を期すとの答弁があつたので、この言を信用いたす次第であります。どうか両法案の運用につきましては、今日まで当委員会の審議中各委員からいろいろの要望がありました。

また関係業者からも種々な希望もあつたのであります。これらの点を十分考へまして、この計量行政の完璧を期することを希望いたしましたので、以上強い条件を付しまして私の賛成討論を終りたいと思つたのであります。

○小金委員長　次は加藤鑑造君。

○加藤(鐵)委員 私は日本社会党を代表して本案に賛成するものであります
が、四箇条の希望条件を付しておきま
いと存じます。

本法案によつて、計畫行政を時代に適応せんとしたことに對しては賛意を表しますが、しかし數年にわたる調査研究によつてでき上つたものであると聞いているものでありますから、私は本法案によつて計畫法決定版ともいふべき完璧なものを期待しておつたのであります。しかし事實は多くの欠陥を持つており、なお改善すべきものが相當多いのはなほ遺憾であります。従つて本法を運用するにあつて十分の

注意が必要であるということを特に当局に注意を喚起したのであります。

そこで私は以下四箇条の希望条件を申し上げますが、第一には一部強制検

定を必要としないものについては可急
的すみやかに任意検定とすべきである
ということであります。第二は電気関
係の諸単位はすみやかに本法に加えて
電気測定法を本法に統一すべきである
という点であります。第三は計量調査
官の検定等の行為に対する査察を厳重
にし、検定並びに取締りの統一をはか
り、計量調査官の選任にあたつては、
練達にして人格の高き人を選び、計量
行政の完璧を期すべきである。第四は
計量行政審議会の委員は公務員のみを
充てることは適當ではないと認めるか

ら、民間学識経験者を加えるよう考慮されたいという点であります。この四の点は特に修正を考へておつたのでありますが、この際は当局の考慮を促すのみにとどめておきますが、近きに將來特に考慮されるように要望いたします。以上であります。

○小金委員長 次は風早八十二君。

○**風早委員** 私はこの法案に対して何とか賛成に持つて行きたいと努力したのでありますが、しかしながら実際にこれに対して検討を加えれば加えるほ

ど、また質疑を重ねれば重ねるほどますますいろいろな疑点並びに反対の根拠が加わりまして、残念ながら私は日本共産党を代表して反対の意見を表明するものであります。

まず第一に、この法案のでき上るに至りましたいきさつであります。これは一言にして言えば、何といつてもいわゆる官庁セクト主義、官僚のなわ張り、こういうふうな面が非常に濃厚

に露骨に出ておる典型的なものの一つであると考えざるを得ないのであります。たとえばこの強制検定の制度にいたしましても、結局この強制検定というものが、ほとんど必要のないような一切の微細な器械製品に及んでおりまして、実際問題としてこれをやられば、業者も非常に不便を感じるし、また検定をいたす者も、その数からいっても、またこの質からいっても、不足であり不備である関係から、事実上追いまわされてやるはずはない。現に現在九百三十余名も検定員がある上に、またこれをうんと増員しなければならぬといふことまでして、何もいまかゝる必要のない器具にまで検定を加える必要はなからうと思つてあります。そういうことをやるのは、結局この検定行政の幅を広げて行くという意図がきわめて露骨に現れておると見るのはかたはなと思つてあります。ことにこの検定の手数料の問題であります。これはただ単に官庁のなわ張りというだけでなく、そのとばつちりとして、手数料は実際はまさに税金とちつともかわらない性質のものである。ただこれが検定を受けたものであるといふことを標識するための手数料である。つまり実質にその検定を受けるべき品物が、技術の向上に役立つため、また不正のないために行われるというよりも、ただレツテルを張るための手数料である。こゝにいたつたような性格が、今後はこの検定の範囲が非常に広がつたところからいへばつきりして来るといふことを考えますと、業界に与える不利益は実に甚大なものであると考えるのであります。さらにこの法案の全体の体系であり

ますが、それほど広範囲に器械製品に對する検定をやるといふながら、この法案において電気計量単位であるとかその他の計量単位が除外されておる、こゝに大きな不備がある。このことは不備であるとしてすでに関係当局も認めておるはずであります。しかもこの不備のままでこの法案を今速急に通すといふことは、これまた官庁なわ張り主義の一つの現われであると考えざるを得ないのであります。御承知のように、電気メーターであらうがガス・メーターであらうが、実際これをつくる者、あるいはこれを使う者にとつては別にかわらないのであります。よつて二重に拘束を受けなければならぬといふ不便は、実にはなほだしいものであると思つてあります。このことはすでに業者の間でも言つておるだけでなく、政府部内、特に検定関係の官庁部内におきましても、有力な反対意見があるわけでありまして、こゝに点を無視して、速急にこれを通過しなければならぬといふ理由をわれわれは認めることはできないのであります。

その反対であるといふことは、われわれはどういふ事情があるかわからないが、この法案を通すために通すといふような一つのなわ張り主義が出ておる証左であると考えざるを得ないのであります。また部分的な諸点であります。度量衡の販賣業者の簡易修繕の権利が今まで無制限に与えられておつたのであるけれども、これが今回の法案によつてやはり制限せられることが事実出ているのであります。これらも、この法案がなかつたならばつと自由になつての營業がやれた業者に対して大きな不利を与える一つであるといふことがでさると思つてあります。これらの点については他の委員からもいろいろ質疑があり、注文があつたと思つてあります。政府当局としては一つもこれに耳を傾けようとしなかつた。どこまでも一応この法案を通す、こゝに言われるのであります。われわれはそれならば結局反対せざるを得ないわけであり

これらについては政府当局に對してもその修正を要求したのであります。すべてこれらは無効に終つておる。なお尺貫関係の方面からも、メートル制との併用なり、あるいはそのほかのボンド制の側からもいろいろ問題が出ております。政府は日米經濟協力といふことを特に強調されながら、その立場からいつてもはなはだ矛盾するような点が出ておるのであります。これは私としては特に今取立てるほどのことはないのであります。そういういろいろの面から不備を押し切つて、遂に今日これを多数をもつて押し通されることは、一に官僚主義の最も露骨な面が現れた証左であるといふことは考へるべきであります。そういう立場からまた私は反対せざるを得ないのであります。

最後に、しからばこの計量関係の検定につきまして、あるいは検査につきまして、今までの免許制から許可制になり——許可制は現在その実情に大体合つておるわけでありまして、さらにこれを自由營業にして行くといふ要求も非常に強いのであります。私は自由營業にしたからといつて、必ずしもそれでこの問題が解決するとは思ひませ

りまして、その面からいつても、この検定手数料制度といふものとこれは合致しないものである。私どもは今後正しく伸ばして行かなければならぬ。きつめて特定の品目につきましては、國家が無償でやる。そうしてそのほかのものについては広汎に自由營業の制度を認める、こゝにこゝがほんとうに日本の技術水準の向上、産業水準の向上をもたらすものであると考へるのであります。その立場からこの法案に對して反対の意思を表明するものであります。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。

引續いて同案について採決いたしました。計量法案及び計量法施行法案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小金委員長 起立多数。よつて両法案は原案の通り可決いたしました。

この際委員会報告書作成の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小金委員長 御異議なしと認めます。それでは御一任願つたものと決します。

本日はこの程度にて散會いたします。

午後零時十四分散會

〔參照〕

計量法案（内閣提出）に関する報告書
計量法施行法案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年六月六日印刷

昭和二十六年六月七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所